

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和元年 8月 1日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

三保町杉沢特別緑地保全地区維持管理業務委託(緊急)

2 履行(納品)場所

緑区三保町地内

3 契約日

平成31年4月16日

4 履行日又は履行期間

平成31年4月16日から令和元年7月31日まで

5 契約金額

378,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称:株式会社三橋緑化興業 代表取締役 矢部 均

所在:横浜市青葉区あざみ野1-4-3

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

平成31年4月15日に緑土木事務所より、三保町杉沢特別緑地保全地区内で枝折れの報告がありました。(枝折れの原因は不明。)

枝の落下により人や公共施設に被害が及ぶことが予測された上、周辺の樹木についても枯れ木等が多く、早急に伐採・剪定等の対応する必要があるため、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

災害協力業者リストの中から、過去の業務経験から当該地を熟知しており、必要な資機材や人材等を確保でき迅速に対応できる「株式会社三橋緑化興業」を選定しました。

9 所管課

環境創造局緑地保全推進課